

事業名	RS名	事業概要	論点	見直しの方向性	担当課室の意見
障害児入所給付費等負担金等	障害児入所給付費等負担金等	都道府県等が支弁する障害児入所給付費等に要する費用を負担するもの。	事業所数や利用者数の増加が著しい実態を踏まえ、利用実態を把握・分析のうえ、令和９年度障害福祉サービス等報酬改定等を含めた制度の在り方を検討すべき。	○ 制度の公平性・持続可能性・透明性を確保するために抜本的な見直しが必要ではないか。 ○ 運営主体によって、収支差率に差が出る構造は望ましくないため、生じている差異を是正する方策を検討し対応すべきではないか。	○事業所数は拡大しているものの、報酬体系や運営構造の影響により、支援の必要性が高いこともほど利用しにくい実態等、制度が本来の目的どおりに機能していない可能性がある。 ○ 公費で運営される制度であるにもかかわらず、運営主体の違いによって収支差率に差が生じているということは、報酬体系の構造によって収益が左右されている可能性がある。

令和 8 年度 こども家庭庁行政事業レビュー公開プロセス 説明資料

障害児支援課

障害福祉施策の所管について

- こども家庭庁は、子育て支援施策の中で障害や発達に課題のあるこどもへの支援を所掌し、障害児の福祉の増進や保健の向上（障害児福祉サービス、医療的ケア児への支援等）を担う。
- 厚生労働省は、障害者の福祉の増進や保健の向上（障害者に対するサービス、障害者と障害児を一体として支援する施策等）を担う。

○こども家庭庁設置法 （所掌事務）

第四条 こども家庭庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

八 第四号から前号までに掲げるもののほか、こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関すること。

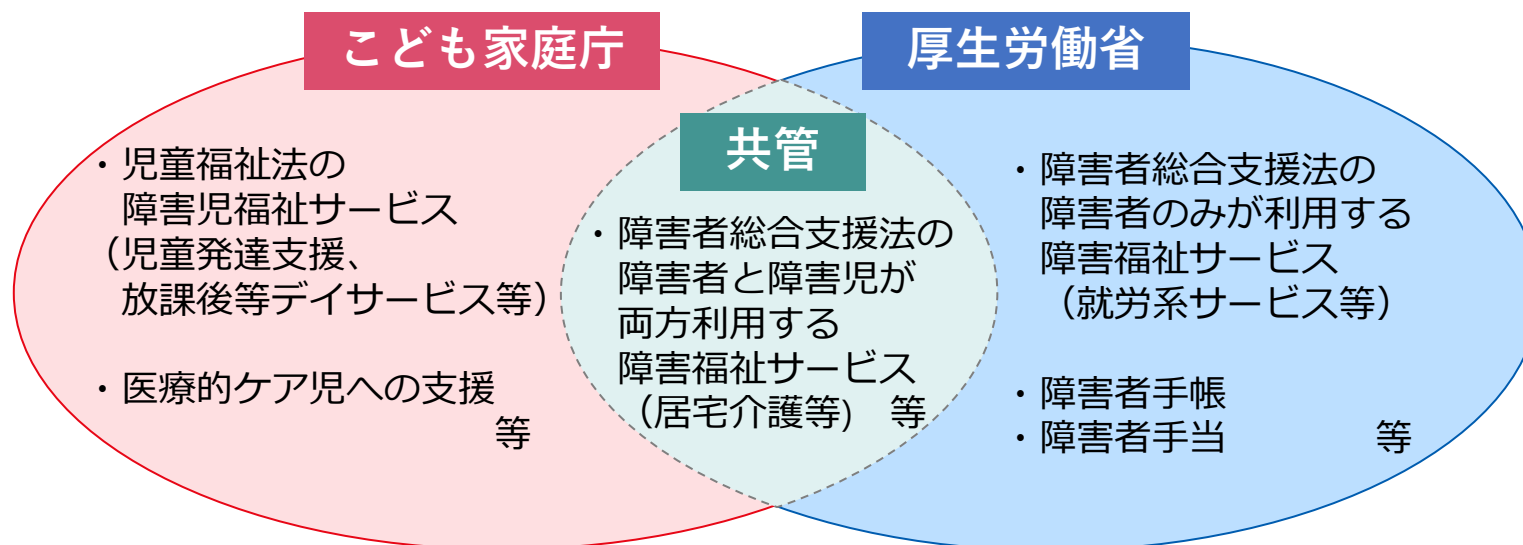
十二 こどもの保健の向上に関すること（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関するものを除く。）。

○厚生労働省設置法（平成11年法律第97号） （所掌事務）

第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

八十七 障害者の福祉の増進に関すること。

八十八 障害者の保健の向上に関すること。



障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

サービス内容			利用者数	施設・事業所数
訪問系 介護給付 日中活動系 施設系 居住支援系 訓練系・就労系	介護系	居宅介護 者 児	219,769	22,854
		重度訪問介護 者	14,601	7,604
		同行援護 者 児	27,035	5,637
		行動援護 者 児	18,558	2,528
		重度障害者等包括支援 者 児	38	10
	日中活動系	短期入所 者 児	65,693	6,894
		療養介護 者	21,137	258
		生活介護 者	306,660	13,223
	施設系	施設入所支援 者	120,504	2,529
	訓練系・就労系	訓練等給付	自立生活援助 者	1,219
共同生活援助 者			217,188	15,101
自立訓練（機能訓練） 者			2,276	201
自立訓練（生活訓練） 者			16,206	1,393
就労選択支援 者			702	331
就労移行支援 者			37,690	2,780
就労継続支援（A型） 者			86,162	4,349
就労継続支援（B型） 者			420,301	20,061
就労定着支援 者			20,272	1,843

（注） 1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 8 年 1 月サービス提供分（国保連データ）

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

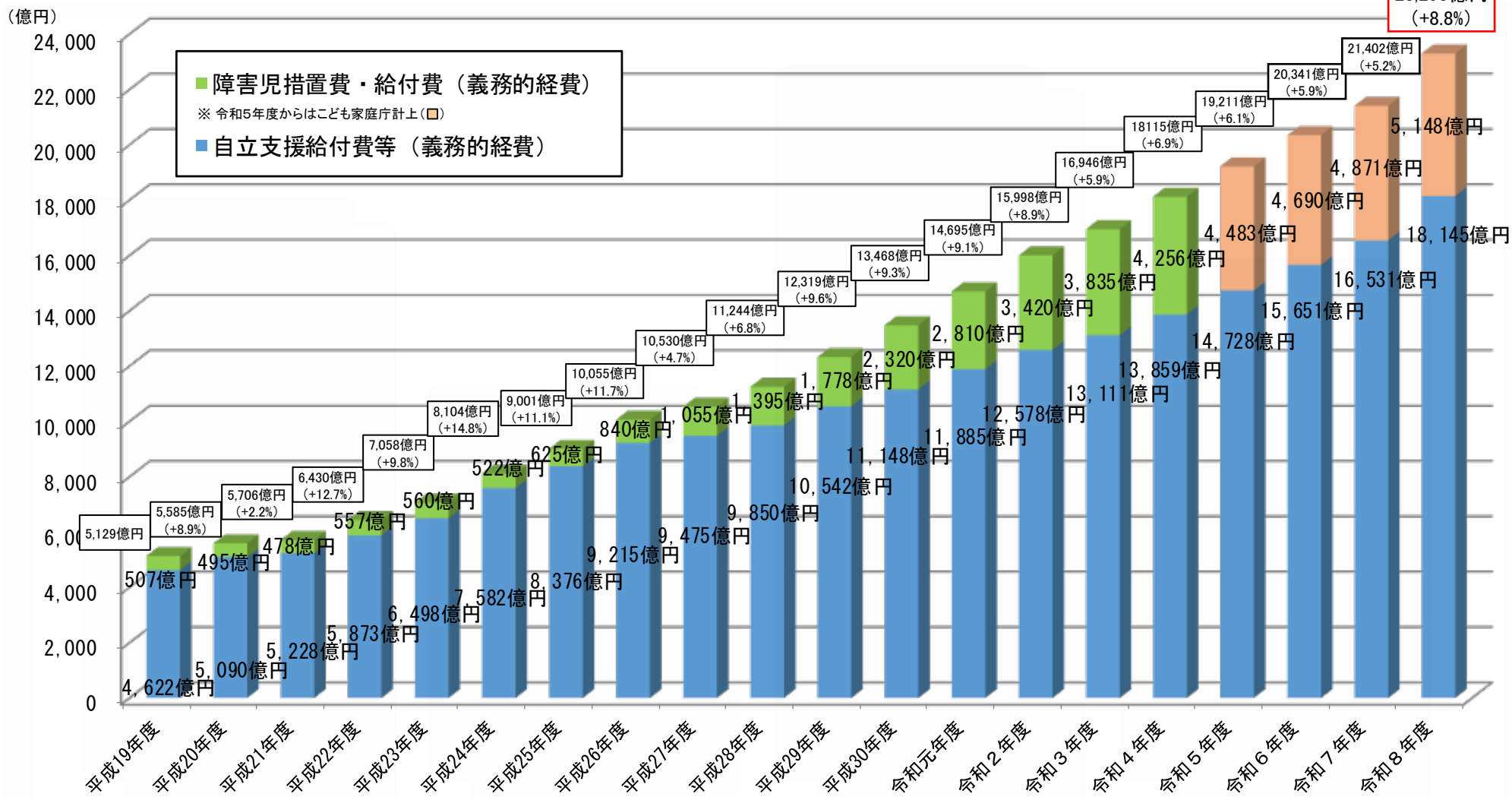
サービス内容			利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援 センター 児	215,161	15,047
		児童発達支援 センター以外 児		
	訪問系	放課後等デイサービス 児	409,160	24,435
		居宅訪問型児童発達支援 児	423	141
		保育所等訪問支援 児	34,889	2,847
入所系	障害児入所系	福祉型障害児入所施設 児	1,283	188
		医療型障害児入所施設 児	1,680	199
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援 者 児	263,424	11,050
		障害児相談支援 児	99,950	7,358
		地域移行支援 者	789	392
		地域定着支援 者	4,689	550

※ 障害児支援は、個別に利用の可否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない）※ 相談支援は、支援区分によらず利用の可否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注） 1.表中の「 者 」は「障害者」、「 児 」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 8 年 1月サービス提供分（国保連データ）

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は19年間で約4.5倍に増加している。



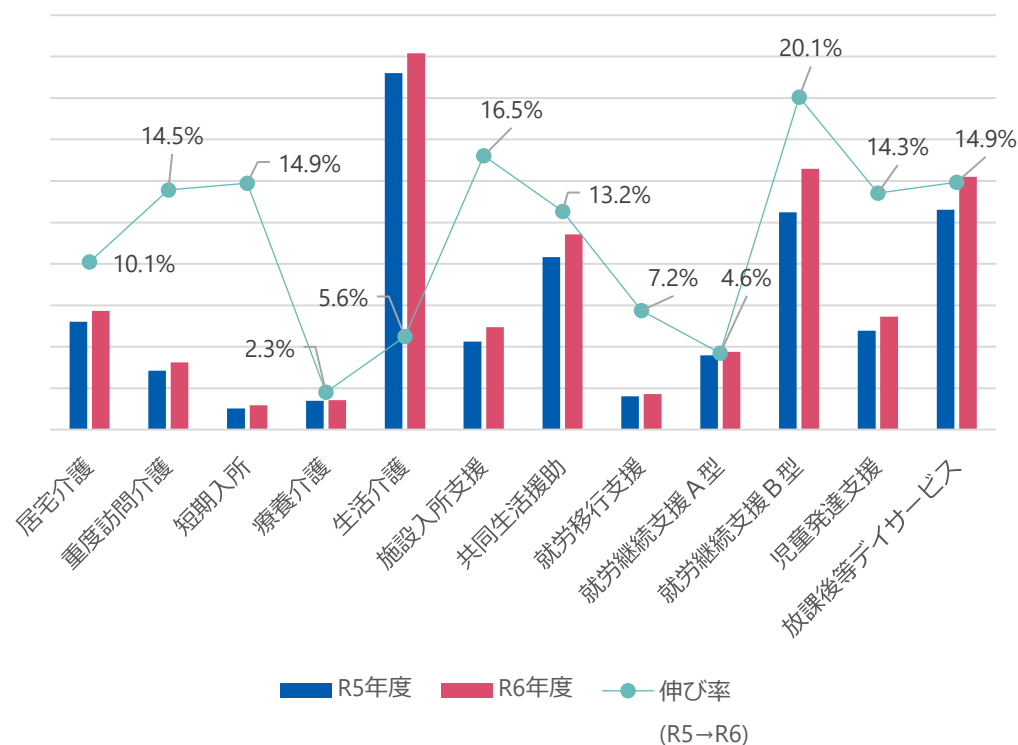
R5→R6年度の主なサービスごとの年間総費用額の推移と伸び率

- 年間総費用額全体に占める割合が1%以上のサービス類型について、R5年度からR6年度にかけての年間総費用額の伸び幅・伸び率は以下のとおり。

年間総費用額と伸び幅・伸び率

	年間総費用額（億円）		伸び幅 (R5→R6)	伸び率 (R5→R6)
	R5年度	R6年度		
居宅介護	2,600	2,863	263	10.1%
重度訪問介護	1,417	1,622	205	14.5%
短期入所	511	586	76	14.9%
療養介護	697	713	16	2.3%
生活介護	8,602	9,085	483	5.6%
施設入所支援	2,124	2,475	351	16.5%
共同生活援助	4,163	4,712	548	13.2%
就労移行支援	800	858	57	7.2%
就労継続支援 A 型	1,792	1,875	83	4.6%
就労継続支援 B 型	5,242	6,294	1,052	20.1%
児童発達支援	2,388	2,728	341	14.3%
放課後等デイサービス	5,306	6,098	792	14.9%
障害者	29,234	32,548	3,315	11.3%
障害児	8,067	9,261	1,194	14.8%
全体	37,300.7	41,809.8	4,509	12.1%

サービスごとの年間総費用額と伸び率の比較（イメージ）



（出典）国保連データ

経営主体別の収支差率（児童発達支援）

※ 令和7年障害福祉サービス等経営概況調査

第67表 児童発達支援 1施設・事業所当たりの収支額、収支等の科目（経営主体別）

（単位：千円）

		全体		社会福祉法人 (社協を含む)		営利法人		NPO法人		その他	
I 事業活動収益	(1) 自立支援費等・措置費・運営費収益	20,850	94.2%	33,632	94.8%	16,325	93.0%	18,742	96.0%	28,696	95.8%
	(2) 利用料収益	688	3.1%	883	2.5%	585	3.3%	742	3.8%	904	3.0%
	(3) 補助事業等収益	148	0.7%	222	0.6%	150	0.9%	31	0.2%	128	0.4%
	(4) その他	360	1.6%	103	0.3%	486	2.8%	12	0.1%	235	0.8%
II 事業活動費用	(1) 給与費	15,057	68.0%	29,217	82.4%	10,624	60.6%	12,126	62.1%	21,722	72.5%
	(2) 減価償却費	547	2.5%	1,463	4.1%	382	2.2%	534	2.7%	420	1.4%
	(3) 国庫補助金等特別積立金取崩額	▲ 105	-0.5%	▲ 686	-1.9%	0	0.0%	0	0.0%	▲ 68	-0.2%
	(4) 委託費	629	2.8%	1,181	3.3%	124	0.7%	45	0.2%	2,418	8.1%
	(5) その他	3,877	17.5%	4,438	12.5%	3,627	20.7%	4,568	23.4%	4,068	13.6%
III 事業活動外収益	(1) 借入金利息補助金収入	1	0.0%	6	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
IV 事業活動外費用	(1) 借入金利息	35	0.2%	31	0.1%	35	0.2%	45	0.2%	34	0.1%
V 特別収益	(1) 本部からの繰入	85	0.4%	621	1.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
VI 特別費用	(1) 本部への繰入	370	1.7%	2,665	7.5%	0	0.0%	0	0.0%	20	0.1%
収入（①＝I＋III＋V）		22,131	100.0%	35,467	100.0%	17,546	100.0%	19,526	100.0%	29,963	100.0%
支出（②＝II＋IV＋VI）		20,410	92.2%	38,309	108.0%	14,792	84.3%	17,319	88.7%	28,613	95.5%
収支差（③＝①－②）		1,722	7.8%	▲ 2,842	-8.0%	2,754	15.7%	2,208	11.3%	1,349	4.5%
客体数		320		44		202		23		51	

1施設・事業所あたり定員数	13	14	12	10	19
定員あたり収入	1,689	2,584	1,501	1,864	1,550
定員あたり支出	1,558	2,791	1,266	1,653	1,480
1施設・事業所あたりサービス換算職員数	6	7	5	5	7
サービス換算職員数あたり給与費	2,575	4,270	1,971	2,482	3,155

※無回答の施設・事業所は含まれない。

経営主体別の収支差率（放課後等デイサービス）

※ 令和7年障害福祉サービス等経営概況調査

第70表 放課後等デイサービス 1施設・事業所当たりの収支額、収支等の科目（経営主体別）

（単位：千円）

		全体		社会福祉法人 （社協を含む）		営利法人		NPO法人		その他	
I 事業活動収益	（1）自立支援費等・措置費・運営費収益	28,871	93.1%	23,286	85.2%	30,804	94.0%	26,522	95.1%	28,018	95.0%
	（2）利用料収益	1,170	3.8%	1,134	4.2%	1,233	3.8%	985	3.5%	1,050	3.6%
	（3）補助事業等収益	220	0.7%	277	1.0%	216	0.7%	214	0.8%	164	0.6%
	（4）その他	710	2.3%	2,304	8.4%	505	1.5%	161	0.6%	253	0.9%
II 事業活動費用	（1）給与費	19,983	64.4%	21,294	78.0%	19,721	60.2%	19,529	70.0%	20,203	68.5%
	（2）減価償却費	840	2.7%	1,007	3.7%	723	2.2%	907	3.3%	1,242	4.2%
	（3）国庫補助金等特別積立金取崩額	▲ 74	-0.2%	▲ 274	-1.0%	0	0.0%	0	0.0%	▲ 333	-1.1%
	（4）委託費	290	0.9%	735	2.7%	191	0.6%	221	0.8%	324	1.1%
	（5）その他	6,868	22.1%	4,240	15.5%	7,782	23.7%	5,975	21.4%	6,179	21.0%
III 事業活動外収益	（1）借入金利息補助金収入	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
IV 事業活動外費用	（1）借入金利息	50	0.2%	36	0.1%	53	0.2%	47	0.2%	60	0.2%
V 特別収益	（1）本部からの繰入	54	0.2%	316	1.2%	10	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
VI 特別費用	（1）本部への繰入	237	0.8%	821	3.0%	179	0.5%	0	0.0%	0	0.0%
収入（①＝I＋III＋V）		31,025	100.0%	27,317	100.0%	32,768	100.0%	27,882	100.0%	29,484	100.0%
支出（②＝II＋IV＋VI）		28,194	90.9%	27,859	102.0%	28,650	87.4%	26,678	95.7%	27,675	93.9%
収支差（③＝①－②）		2,831	9.1%	▲ 542	-2.0%	4,118	12.6%	1,204	4.3%	1,809	6.1%
客体数		304		46		191		37		30	

1施設・事業所あたり定員数	11	11	11	10	10
定員あたり収入	2,906	2,564	3,019	2,708	2,929
定員あたり支出	2,640	2,615	2,640	2,591	2,749
1施設・事業所あたりサービス換算職員数	5	4	6	5	5
サービス換算職員数あたり給与費	3,898	5,253	3,532	4,238	4,350

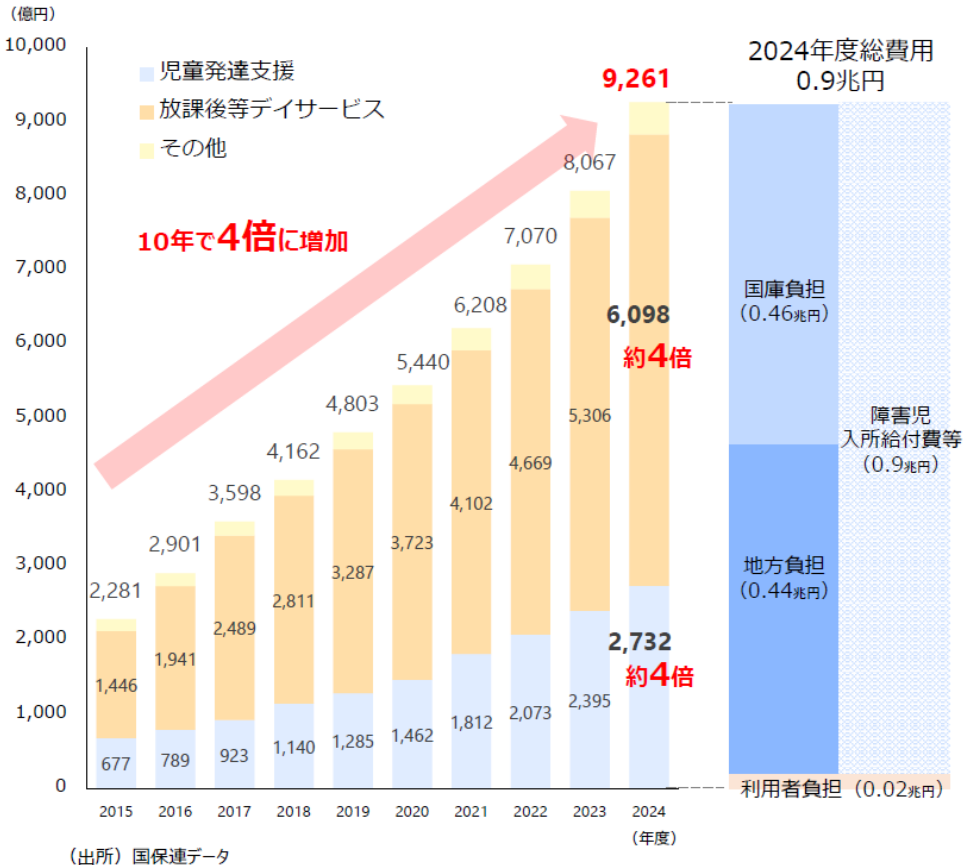
※無回答の施設・事業所は含まれない。

(参考) 財政制度等審議会における検討資料①

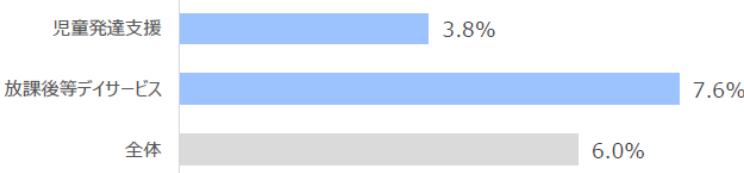
障害児支援の改革の必要性

- 障害児支援に係る費用は急激に増加。その間、児童発達支援や放課後等デイサービスといった通所系サービスの事業所数（特に営利法人が設置する事業所）は大幅に増加し、1事業所あたりの総費用も増加しており、収支差率は高い水準となっている。
- 障害児支援に係る総費用の増加は制度の持続性に関わる課題であり、サービスの質を確保しつつ、費用の抑制にも取り組む必要。

◆ 障害児支援 サービス別総費用額



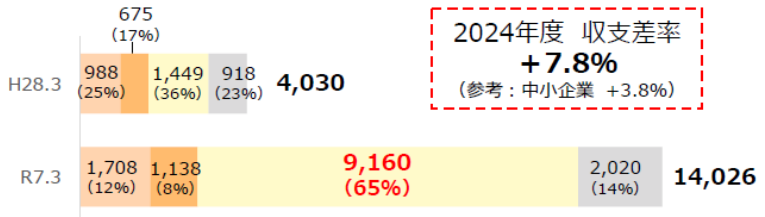
◆ 1事業所当たり総費用の伸び (2024年度、サービス類型別)



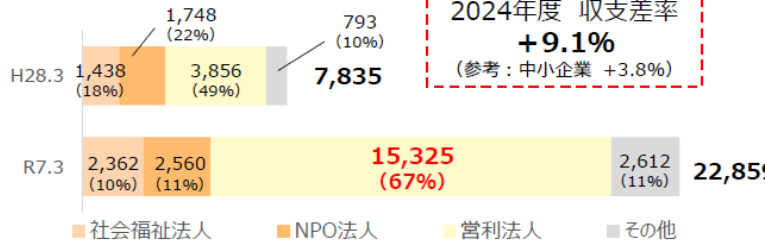
(出所) 国保連データ (各年度ごとの月平均) を基に作成。

◆ 事業所数の伸びと法人類型の割合の変化

① 児童発達支援



② 放課後等デイサービス



(出所) 事業所数は国保連データ、収支差率は厚生労働省障害福祉サービス等経営概況調査、中小企業の利益率は財務省法人企業統計
(注) 中小企業の計数は、売上高経常利益率（金融保険業、純粋持株会社を除く）。

(参考) 財政制度等審議会における検討資料②

障害福祉分野における不適切な勧誘への対応

- 障害福祉サービス等において、福祉コンサルティングやフランチャイズの親会社から、「特段の知識や経験は不要」「簡単にできる」「利益をあげることができる」として、新規の参入・事業実施や出資を働きかける例が見られる。
- 結果として、福祉未経験の営利事業者の新規参入が相次ぎ、トラブルが増加しているという指摘がある。
- 令和8年経営実態調査や就労支援に関する「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン」等に基づく自治体からの情報提供により実態把握を進める必要。
- 併せて、ガイドライン等に沿って、事業者が障害者支援や障害者福祉制度等の障害福祉サービスの円滑な運営に必要な不可欠な知識等を有しているかを適切に審査し、**適切なサービス提供を行うことができない事業者が事業を開始することがないように適切に運用**すべき。
- その上で、行政指導の根拠となる広告規制の指針策定を検討すべき。

【働きかけのイメージ(例)】

(グループホーム)

- グループホームの開業を、月々のコンサル料金だけで、フランチャイズ加盟金無料で気軽に始められるとするもの。
- 売上の大部分が給付金であり、●年で年商●億、すばらしいビジネスとうたうもの。
- 総量規制により、2027年からはもうグループホームは出せないといったずらに不安をあおるもの。
- 通常のフランチャイズビジネス事業等、または中規模以上の新規事業の起業と比較して、初期投資が少なく、収益性・安定性がとても高いとするもの。
- 年間の利回りが●●%も可能とし、障がい者グループホーム事業への出資を募るもの。

(就労継続支援B型)

- eスポーツ支援について、急成長しており、社会性のあるビジネスモデルだとうたうもの。
- 非常に収益性が高い、新規フランチャイズ事業だとするもの。
- 障がい者支援と●●を融合した独自のビジネス、年間利益●●●●万円を目指せる、本部による手厚いサポートで未経験でも安心、社会貢献と安定経営を同時に実現とうたうもの。

(児童発達支援・放課後等デイサービス)

- 売上のほとんどが給付費のため、未回収リスクがなく、ストック型ビジネスで安定収入が可能。初年度から黒字となるとうたうもの。
- 福祉業界が初めての方でも安定した運営が目指せるモデルとして、フランチャイズでの開業を勧めるもの。
- 学習支援は長く継続しての利用が多く、ストックビジネスとして安定収益が見込めるとして学習支援型を勧誘するもの。
- ピアノ教室等の音楽関係の職務に従事している方ならばすぐにできる新しいビジネスとして、音楽支援に特化した支援を勧誘するもの。
- 実態としては学童と同じように、こどもの預かりがメインとして、総合的支援を行う必要性がないことを示唆するもの。
- フランチャイズ事業が軌道に乗れば、利益率●●%以上を生み出せるとうたうもの。